

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月26日
【会社名】	株式会社ホットリンク
【英訳名】	Hotto Link Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内山 幸樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見一丁目3番11号
【電話番号】	03-6261-6930
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 山田 真澄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見一丁目3番11号
【電話番号】	03-6261-6930
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 山田 真澄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 18,345,750円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 1,718,385,250円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行新株予約権証券】****(1)【募集の条件】**

発行数	24,461個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	18,345,750円
発行価格	新株予約権1個につき750円(新株予約権の目的である株式1株当たり7.5円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月14日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ホットリンク 本社 財務経理部 東京都千代田区富士見一丁目3番11号
払込期日	平成30年3月14日(水)
割当日	平成30年3月14日(水)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

(注) 1. 第19回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、平成30年2月26日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,446,100株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額(1円未満の端数は切り捨てる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。 3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、487円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 2,446,100株(平成29年12月31日現在の発行済株式総数に対する割合は18.58%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,209,596,450円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,446,100株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初695円とする。
3. 行使価額の修正
別記「(2) 新株予約権の内容等（注）」欄第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が487円（以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
4. 行使価額の調整
(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 株式の分割により普通株式を発行する場合
 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,718,385,250円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年3月15日から平成32年3月16日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり750円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり750円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3. 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり750円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討致しましたが、下記「(3) 資金調達方法の選択理由(他の資金調達方法との比較)」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々留意点がある中で、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(以下「割当予定先」といいます。)より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「(3) 資金調達方法の選択理由(本スキームの特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「(3) 資金調達方法の選択理由(本スキームの特徴)」に記載の本スキームの留意点に鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断致しました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

a. ソーシャル・ビッグデータを活用したマーケティング支援事業に関して

当社グループは「ビッグデータ×ソーシャル×クラウド」を事業コンセプトとし、ソーシャル・ビッグデータを活用するSaaSツールを提供するSaaS事業及びソーシャル・ビッグデータを活用する他のプレイヤーに対して、ソーシャル・ビッグデータや、その解析エンジンを供給するソリューション事業の2つの事業を展開しております。

そして、SNSと呼ばれるTwitter、Facebook等のソーシャルメディアが社会に広く普及したことや、スマートフォン、タブレット端末等の普及によりソーシャルメディアの活用時間が増加する中で、当社を取り巻く環境においては、企業のマーケティング活動及び販売促進活動におけるソーシャルメディア活用の重要性は益々高まっております。

ソーシャルメディアにまつわる業界は、「データ保有プレイヤー」、「データ流通プレイヤー」及び「データ活用プレイヤー」の3つのプレイヤーによって構成されております。以下に、国内視点及びグローバル視点双方において主要なプレイヤーを例示します。

<ソーシャル・ビッグデータ市場を形成する3つのプレイヤー>

ソーシャル・ビッグデータを保有する「データ保有プレイヤー」

Twitter、Facebook、Foursquare、新浪微博など

ソーシャル・ビッグデータの収集・加工・流通を担う「データ流通プレイヤー」

Effyis, Inc. (当社米国子会社)、DataSift、Gnipなど

ソーシャル・ビッグデータの分析ツールやリスクモニタリングツールを企業へ提供する「データ活用プレイヤー」(ITベンダー)

ホットリンク(当社)、セールスフォース・ドットコム社、IBM、Oracle、SAPなど

このうち、「データ活用プレイヤー」が扱うソーシャル・ビッグデータの分析ツールは、上記業界環境を背景に、顧客インサイトの発掘及び潜在市場の特定等のマーケティング戦略並びに様々なビジネス分析に用いられるようになってきているのが現状です。

現在、ソーシャル・ビッグデータ市場における需要は、従来のビッグデータ分析ツールの販売から、知見や経験を基にSNSを活用したマーケティング支援事業やビッグデータ活用コンサルティング事業へと変化してきており、そのような一連の事業が全て可能である当社への市場の期待と需要は大きく増加してきていると認識しております。

一方で、ソーシャル・ビッグデータの経営戦略への活用において先行している米国の大手企業では、要となるデータ分析の専門スキルを持った人材を潤沢に保有していますが、ソーシャル・ビッグデータ活用が米国のように進んでいない日本においては、企業がデータ活用を進める上で、データドリブン(注)な意思決定が行える文化の欠如や、実際にデータ分析が行える人材の絶対数が不足していることなどが課題として挙げられております。

当社は、ソーシャル・ビッグデータ活用が日本の経営の場により定着していくためには、当社のみならず、IT関連業界さらには国家としてソーシャル・ビッグデータ活用人材の育成に資する施策を将来的に講じていく必要があると考えております。

(注) 「データドリブン」とは、ソーシャル・ビッグデータの分析によって得られた結果に基づき次のアクションを決定することです。

上記のような業界の現状を背景に、当社としては、当社が継続して成長をしていく上で、高いスキルを持った人材の確保と従業員の育成が重要な課題と認識しており、下記「2 新規発行による手取り金の使途 (2) 手取り金の使途」に記載の「人材確保(採用)・育成に係る費用」に関する資金需要が高まっております。

b. 当社のこれまでの取り組み

当社は、国内事業において、「データ活用プレイヤー」として、ソーシャル・ビッグデータ活用を行う企業へ分析ツール(サービス名「クチコミ@係長」)やリスクモニタリングツール(サービス名「e-mining」)を販売しているほか、企業のマーケティング支援を担う企業へ分析ツールのOEM供給をしております。「クチコミ@係長」及び「e-mining」は当社の主力製品であり、昨年には新たにこれらの製品のAI機能をより高度化させたものを搭載した、Instagram対応の「BuzzSpreader」もリリース致しました。

また、海外事業では、平成27年1月に米国の大手データ流通プレイヤーである、Effyis, Inc.を買収し、ソーシャル・ビッグデータのデータ取扱量では世界屈指の企業となりました。

Effyis, Inc.は、世界中のブログ、掲示板、Q & Aサイト及びレビューサイト等のソーシャルメディアデータを収集・加工・流通しており、また、世界で唯一、中国の大手ソーシャルメディアの中国国外へのデータ販売ライセンスを取得しております。昨年度には、米国内SNS大手のReddit, Inc.との業務提携も行い、世界で唯一Redditデータの流通権利を獲得しております。

c. 現状の経営課題及び成長戦略

当社の主力事業であるSaaS事業において、「クチコミ@係長」及び「e-mining」のツール販売は足許堅調に推移してはいるものの、上記の業界環境の通り、業界環境の変化に伴う需要増加は、利用者側の使用頻度やデータ分析の熟練度等のリテラシー不足、人材の絶対数の不足等により限定的となっております。

また、昨今ではソーシャル・ビッグデータの分析を主事業として取り扱う事業者も増加し、流通するビッグデータ自体の価値も高騰してきているため、事業の成長率が低くなってきている状況です。そ

のため、現在の主力事業を強化・維持しつつ、次なる主力事業を立ち上げることが、当社における今後の課題となっております。当社は、現在、かかる課題解決に向けて、以下の二点を中長期的な成長戦略として掲げ、重点的に取り組んでおります。

・ A I（人工知能）を活用した分析ツール事業の強化

当社は、企業のソーシャル・ビッグデータ解析をサポートする分析ツールにおいて、平成17年のブログ分析ツールの開発より、業界内でいち早く機械学習等のA I技術をツールに組み込むことで市場優位性を図ってきました。しかしながら、従来のA I技術だけでは、顧客が求める期待と現実の性能とのギャップが存在しており、企業経営の改善や課題解決に資するためには、長年の研究開発を通じて得た知見とディープラーニング等の最先端のA I技術を融合させたツールやシステムの開発が必須であると考えております。

当社では、世界的に引用される国際論文を発表するなど日本のA I学会をリードするメンバーが所属するR & Dチームが長年研究を重ねてきており、今後開発するツールやシステムに関しては、最先端のA I技術を搭載し、顧客への価値向上に努めてまいります。

・ クロスバウンドマーケティング領域における新製品・サービスの拡充と拡販

当社は、当社の次の主力事業となる事業を立ち上げるために、インバウンドとアウトバウンドを含めたクロスバウンドマーケティング領域における新製品・サービスの拡充と拡販を推進していく方針です。具体的には、「外国人や外国人観光客の購買力を引き寄せるにはどのようなマーケティング戦略を展開すればよいか」という課題について、これまではレポートサービスを提供してまいりましたが、今後はレポートサービスに留まらず、クライアントの販売促進に直接繋がるプロモーションサービスの拡充・拡販に注力していく方針です。

さらに、国内事業で培ったA I技術をクロスバウンドマーケティング領域へ適用し、更なる付加価値の増大に努めてまいります。

このような当社の現状の経営課題及び成長戦略を踏まえ、当社としては、現在の主力事業であるソーシャル・ビッグデータ活用支援領域の強化及び今後の注力事業であるマーケティング支援領域の製品ラインナップ・サービスの拡充を目的としたM & A・資本業務提携を推進していく予定であります。将来のかかる資金需要に対して機動的な資金拠出を実施できるよう、下記「2 新規発行による手取り金の使途（2）手取り金の使途」に記載の「将来のM & A・資本業務提携等の戦略投資に係る資金」に関する資金需要が生じております。

d . 資金調達目的

上記のような当社を取り巻く状況等を踏まえ、当社が企業としての成長と企業価値の増大を継続するためには成長戦略を着実に遂行する必要があると考えており、今回の資金調達は下記の目的をもって実施致します。

人材確保（採用）・育成への投資

当社の属するIT関連業界における技術革新は目まぐるしく、競争力を維持し、企業としての成長を加速させるためには、市場の変化に柔軟に対応し得る体制の構築及び市場の革新をリードする人材の確保が不可欠であると考えております。新たな技術の開発や知識の習得を目的とした共同研究についても積極的に取り組んでおりますが、今後は競争力のある優秀な人材の確保・当社従業員の育成を目指し、採用活動や研修活動に対し更に積極的に投資を行う方針です。

将来のM & A及び資本・業務提携に必要な資金の調達

中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携

当社は、ソーシャル・ビッグデータを中国や東南アジア諸国などから調達することにより、データ分析できるデータ種類を拡充することにより、東南アジアや中国などへの販路拡大などの進出を希望する世界中の企業向けマーケティングの支援拡大を図っていけるよう、現地の企業買収や業務提携を積極的に進めてまいります。

なお、これらは現在、ビッグデータ活用プレイヤーがマーケティング支援領域にシフトしていることを背景に、より顧客ニーズに応えるべく、グローバルなSNSマーケティング分野を得意としている複数社の企業との提携を模索しております。

またそのために必要となる支援ツールの基盤となるシステムに関して、当該国内での優秀な開発エンジニアなどの確保及び日本国内における開発エンジニアの人材不足を補完するための、業務提携や資本提携も模索してまいります。

なお、平成28年1月13日に行った第三者割当により発行された第18回新株予約権の募集によって調達した資金のうち、中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携・システム開発費360百万円は、主にインバウンド、アウトバウンド事業に資する各ソーシャルメディア（メッセージングサービス、動画サイト、掲示板等を運営する企業）を流通させる企業の買収資金として調達したものであり、現在もこれらデータ流通プレイヤーとの協議は引き続き継続してまいります。

財務体質の強化

当社が今後成長戦略を確実に実行し、継続的な成長を実現するためには、更なる財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保が重要であると認識しております。今後の成長戦略の遂行に際し、今回の資金調達による金融機関への借入金の返済を契機に、今後は機動的に資金調達できる体制を整えてまいります。

なお、弊社の金融機関の借入金のほとんどは、平成27年1月21日に買収を完了致しましたEffyis, Inc.の買収資金であり、本件による借入金の返済後の借入金総額の残高は570百万円となります。

Effyis, Inc.の買収資金の支払い方法の経緯につきましては、「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 米国子会社の買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済」をご参照ください。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む第三者割当て契約(以下「本第三者割当て契約」といいます。)を締結致します。割当予定先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間(以下「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

また、当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を割当先に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当先は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができません。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、行使許可期間(行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間)を除き、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームは、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です。

当社は、今回の資金調達に際し、以下の「(本スキームの特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定致しました。

(本スキームの特徴)

[メリット]

当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の当社普通株式の終値の91%に相当する金額に修正されるため、株価変動に応じて機動的な資金調達が可能となります。なお、本新株予約権の下限行使価額は487円に設定されており、行使価額の下修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,446,100株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間(行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間)を除き、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されており、

本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します。

[留意点]

本スキームは、当社の行使許可のもと、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

(ア) 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。

(イ) 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。

(ウ) 当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。

(エ) 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断致しました。

第三者割当てによる新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には新株予約権が行使された場合に増加する株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断致しました。

社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合には、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本第三者割当て契約を締結致します。割当予定先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して行使許可申請書を提出し、これに対し行使許可書により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60

取引日の行使許可期間に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しません。
10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,718,385,250	6,022,568	1,712,362,682

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（18,345,750円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,700,039,500円）を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計1,712,362,682円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
人材確保（採用）・育成に係る費用	700	平成30年6月～平成31年12月
将来のM&A・資本業務提携等の戦略投資に係る資金	300	平成31年1月～平成31年12月
米国子会社の買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済	712	平成30年4月～平成30年6月

当社は、上記表中に記載の通り資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下の通りです。

人材確保（採用）・育成に係る費用

当社は、当社が継続して成長をしていく上で、高いスキルを持った人材の確保と従業員の育成が重要な課題と認識しております。IT技術の高度化に対応しつつ、顧客が満足する水準の商品・サービスの提供を続けていくためには、常に高いスキルを持った人材を確保し続ける必要がありますが、現在のIT関連業界においては、働き方改革による企業の旺盛な需要に応えるための人材確保に伴い求人倍率が上昇しているほか、高いIT技術及び関連する技術を有する人材の流動性及び希少性の高さにより、年々採用コストが上昇している状況です。

このような環境の下、当社では、コストを抑えつつ優秀な人材を確保すべく、平成28年頃よりいわゆるダイレトリクルーティングやリファラルリクルーティングといった手法を採用し、採用活動を強化しております。また、人材育成に関しても、従業員向けの社内研修制度の充実、及び外部研修の活用等に積極的に取り組んでまいりました。

現在、当社では、マーケティング支援事業の拡大に向け、専任人員の採用・配置を検討しており、当社における今後の採用コストは増加することが見込まれています。また、国内向けの解析ツールサービス領域においては、ディープラーニング等の最先端のAI技術の知見を有する人材が必要であります。そのような人材の市場価値は特に高騰しており、これまで以上に人材確保のための支出を増やしていく必要があります。

このような状況の下、当社は、円滑な人材獲得に対応し、より競争力の高い人材を確保・育成するために必要な費用として本新株予約権の発行により調達する資金のうち、700百万円を充当する予定です。

具体的な内訳としては、開発人員の採用費用及び採用後の1.5年分の人件費として400百万円、各種研修費用等の人材育成費用として100百万円、マーケティング事業の専任人材の採用費用及び採用後の1.5年分の人件費として200百万円を予定しています。

将来のM&A・資本業務提携等の戦略投資に係る資金

当社では、通常の営業活動によるシェア拡大に加え、経営資源獲得及び更なる業容拡大を企図したM&A・資本業務提携を、成長戦略の一環として積極的に行ってまいりました。

具体的には、平成28年1月13日に行った第三者割当により発行した第18回新株予約権の募集により、中国・東南アジア諸国におけるデータ販売権取得・データ収集力の拡大のための企業買収・業務提携・システム開発資金として360百万円を調達致しました。これは主にインバウンド、アウトバウンド事業に資する各ソーシャルメディア企業（メッセージングサービス、動画サイト、掲示板等を運営する企業）との業務提携

契約の締結及びデータの利権を獲得することを目的としており、データ自体の付加価値向上に対応するためのものであり、これらの活動は今後も引き続き継続してまいります。

今後は、ビッグデータ活用プレイヤーがマーケティング支援の領域にシフトしていることを背景に、現在の主力事業であるソーシャル・ビッグデータ活用支援領域の強化及び今後の注力事業であるマーケティング支援領域の製品ラインナップ・サービスの拡充を目的としたM&A・資本業務提携を推進していく予定です。具体的には、中国、東南アジア諸国及びインドにおけるデータ分析活用プレイヤーとのM&A・資本業務提携の締結を想定しております。

上記M&A・資本業務提携を通して、当社は、既存事業の強化及び事業領域の拡大と併せて中国、東南アジア諸国及びインドからのソーシャルビッグデータの調達範囲を拡大し、かつ、データの種類を拡充することにより、日本国内だけではなく海外の販売事業者に対しビッグデータを活用したマーケティング支援事業を強化してまいります。

このような状況の下、当社は、将来のM&A・資本業務提携等のために必要な費用として、本新株予約権の発行により調達する資金のうち、300百万円を充当する予定です。

なお、現時点において具体的に計画されているM&Aや資本業務提携はございませんが、今後案件が具体的に決定された場合には、今後の進捗に伴い適時適切に開示致します。

米国子会社の買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済

当社は平成27年1月21日付で、米国のソーシャルメディアデータ提供事業を営むEffyis, Inc.を買収(以下「本件買収」といいます。)致しました。当時、本件買収に係る対価の総額は、22百万米ドル(1米ドル=118円として2,596百万円、以下為替レートにつき同じです。)であり、買収の対価のうち2,100百万円を金融機関からの無担保、無保証の短期借入にて支払い、残りを自己資金にて支払いました。

その後当社は、平成27年1月7日にS M B C日興証券株式会社を割当先として発行致しました第17回新株予約権の発行及び行使により、1,657,990,700円(手取概算額)の資金を調達し、平成27年3月までに金融機関から調達した短期借入金2,100百万円の返済に充当する予定でした。

しかしながら、当社にとって有利な条件で行使要請を行う機会が得られなかったことや、現状の株価水準等を総合的に勘案した結果、第17回新株予約権の発行要項に基づき、残存する第17回新株予約権の全部を取得し消却致しました。よって、この時点で、金融機関へは短期借入金の返済は実行できませんでした。

その後、平成28年1月13日に第三者割当により第18回新株予約権の発行を行い、その発行及び行使により調達した資金のうち800百万円を本件買収に係る金融機関からの短期借入金の一部の返済として充当致しました。

本件買収に係る借入金残高は、平成29年12月31日現在、744百万円存在致します。当社は、本新株予約権の発行により調達する資金のうち、712百万円を上記買収に係る借入金の返済に充当し、自己資本比率の向上による財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ることで、グローバル市場で勝ち抜くための更なる成長に向け、更なる経営基盤の強化を図ります。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。実際に調達した資金の金額が現時点において想定している調達資金の額を上回った場合には、超過分を人件費等の運転資金に使用する予定です。また、現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、当該時点の状況に鑑み別途必要な資金を調達する予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記乃至の各資金使途のうち、支出時期が到来したもから、順次充当致します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本有価証券届出書による本新株予約権の募集とともに、平成30年2月26日開催の当社取締役会において、ストック・オプションの目的で、当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員、並びに業務委託者に対する第三者割当の方法による新株予約権の発行を決議しております。

当該新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

< 第20回新株予約権証券 >

(1) 新株予約権の総数

5,000個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式500,000株（1個当たり100株）

(3) 発行価額

6,300円

(4) 割当日

平成30年3月30日

(5) 払込期日

平成30年3月30日

(6) 新株予約権の行使に際して払い込む金額の価額

695円

但し、当該新株予約権の発行に係る平成30年2月26日付有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 募集要項 (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 . 」記載の定めにより調整を受けることがあります。

(7) 行使期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日までとします。

(8) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

(9) 募集の方法

第三者割当の方法により、当社代表取締役、取締役、監査役及び従業員、並びに業務委託者に割り当てます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成30年2月23日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第12期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第13期第1四半期 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月9日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第13期第2四半期 (自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月10日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第13期第3四半期 (自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月9日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先であるモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社のほか、国内外の金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. (3) 資金調達方法の選択理由」に記載の通り検討致しました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに、借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。その結果として、当社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定致しました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員であるモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数 2,446,100株

e. 株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先であるモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と締結する本第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。また、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当予定先の平成29年3月期の有価証券報告書及び平成30年3月期の第3四半期報告書に記載されている財務諸表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社は東京証券取引所の取引参加者であり、また、その親会社であるモルガン・スタンレーの株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されております。モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。

モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社は、反社会的勢力に対する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社がかかるとする基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するためのコンプライアンス体制を確立していることを、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社からのヒアリング等により確認しております。

以上を踏まえ、当社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びその役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本第三者割当て契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認が必要であります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるモルガン・スタンレーMUF G証券との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルートラス・コンサルティング(代表者:野口真人、住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)(以下「プルートラス」といいます。)に依頼しました。プルートラスは、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるモルガン・スタンレーMUF G証券との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性を勘案し、本新株予約権の価値算定を実施しております。価値評価に当たっては、割当予定先は随時行使許可申請を行い、株価水準に留意しながら、株価が下限行使価格を上回っている場合において、権利行使期間に、資金支出計画をもとに想定される支出期間にわたって一様に分散的な行使がされること、当社は資金調達のために株価水準に留意しながら、株価が下限行使価格を上回っている場合において、割当予定先から行使許可申請を受けた場合は、基本的に行使許可を行い、取得条項の発動は想定しないことなどを仮定して評価を実施しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額となる金750円と決定致しました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である当該評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、当社監査役3名全員(うち社外監査役3名)から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は2,446,100株(議決権数24,461個)であり、平成29年12月31日現在の当社発行済株式総数13,166,800株及び議決権数128,839個を分母とする希薄化率は18.58%(議決権ベースの希薄化率は18.99%)に相当します。

なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は2,446,100株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は15.96%となる見込みです。

また、平成30年2月26日開催の当社取締役会決議において同時に決議した第20回新株予約権証券(以下「第20回新株予約権」といいます。)がすべて行使された場合に増加する株式数と本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式数とを合算すると2,946,100株となり、最大で22.38%(当社議決権総数に対し22.87%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金用途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の2,446,100株を行使期間である約2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約4,892株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高511,400株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
内山 幸樹	東京都港区	2,550,000	19.79	2,729,500	17.24
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番 7号	-	-	2,446,100	15.45
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	489,700	3.80	489,700	3.09
株式会社ホットリンク	東京都千代田区富士見一丁目3番 11号富士見デュープレックスビズ	280,000	-	280,000	1.77
中村 二三夫	北海道札幌市	250,000	1.94	250,000	1.58
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	229,400	1.78	229,400	1.45
合同会社UK	東京都港区麻布台2丁目1-2-1403	183,500	1.42	183,500	1.16
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1 号	181,900	1.41	181,900	1.15
シナジーマーケティング株式 会社	大阪府大阪市北区堂島1丁目6番 20号	140,000	1.09	140,000	0.88
小池 秀之	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	134,000	1.04	134,000	0.85
計	-	4,438,500	34.45	7,064,100	44.62

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月31日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

- 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、各株主に対して割り当てられる本新株予約権の目的である株式の数及び第20回新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。
- 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数及び第20回新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
- 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社は、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第18期、提出日平成29年3月30日)及び四半期報告書(第19期第3四半期、提出日平成29年11月13日)(以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日(平成29年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年3月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2017年3月30日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2017年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)の規程を改正するものであります。

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(任期)の規程を改正するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、内山幸樹氏、谷井等氏、石黒不二代氏及び安宅和人氏を選任します。なお、谷井等氏、石黒不二代氏及び安宅和人氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、石渡広一郎氏、荒竹純一氏及び福島淳二氏を選任します。なお、石渡広一郎氏、荒竹純一氏及び福島淳二氏は社外監査役であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、須原伸太郎氏を選任します。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	58,644	345	0	(注)1	可決(95.63%)
第2号議案					
内山 幸樹	58,620	443	0	(注)2	可決(95.48%)
谷井 等	58,625	438	0		可決(95.48%)
石黒 不二代	58,663	400	0		可決(95.55%)
安宅 和人	58,619	444	0		可決(95.47%)
第3号議案					
石渡 広一郎	58,552	431	0	(注)2	可決(95.49%)
荒竹 純一	58,546	437	0		可決(95.48%)
福島 淳二	58,549	434	0		可決(95.48%)
第4号議案	58,660	403	0	(注)2	可決(95.54%)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年2月26日）までの間における資本金の増減は以下の通りであります。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年3月1日～ 平成30年2月26日(注)	733,500	13,182,100	197,681	1,445,847	197,681	1,177,176

- (注)1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高には、平成30年2月25日から本有価証券届出書提出日（平成30年2月26日）までの間に生じた新株予約権の行使による変動は含まれておりません。

4 最近の業績の概要

第19期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）の業績の概要

平成30年2月13日付の取締役会で承認し、公表した第19期連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）の連結財務諸表は以下のとおりです。

但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結財政状態計算書

(単位:千円)

	注記	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		940,971	1,074,751
営業債権及びその他の債権		234,254	275,933
その他の流動資産		71,061	75,852
流動資産合計		1,246,287	1,426,537
非流動資産			
有形固定資産		84,247	62,757
のれん		2,162,014	2,103,171
その他の無形資産		751,892	787,084
その他の金融資産		83,132	173,315
繰延税金資産		2,293	38,904
その他の非流動資産		10	10
非流動資産合計		3,083,590	3,165,243
資産合計		4,329,877	4,591,781
負債及び資本			
負債			
流動負債			
借入金		1,360,808	1,062,471
営業債務及びその他の債務		231,403	254,456
未払法人所得税		3,778	42,326
その他の金融負債		2,555	232
その他の流動負債		78,453	96,885
流動負債合計		1,676,999	1,456,373
非流動負債			
借入金		579,888	364,319
繰延税金負債		170,778	148,863
その他の金融負債		265	25
その他の非流動負債		11,494	11,525
非流動負債合計		762,426	524,734
負債合計		2,439,426	1,981,107
資本			
資本金		1,245,366	1,442,694
資本剰余金		1,347,966	1,672,379
利益剰余金		464,992	321,320
自己株式		140,061	140,061
その他の資本の構成要素		97,827	93,463
親会社所有者に帰属する持分合計		1,890,451	2,560,229
非支配持分		-	50,444
資本合計		1,890,451	2,610,673
負債及び資本合計		4,329,877	4,591,781

(2) 連結損益計算書

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上高	2,187,441	2,583,084
売上原価	1,131,174	1,371,460
売上総利益	1,056,266	1,211,624
販売費及び一般管理費	1,115,873	1,087,398
その他の収益	1,010	2,641
その他の費用	595,477	1,106
営業利益又は営業損失()	654,075	125,761
金融収益	13,097	552
金融費用	30,639	31,856
税引前利益又は税引前損失()	671,617	94,457
法人所得税	31,658	43,807
当期利益又は当期損失()	639,959	138,264
当期利益の帰属：		
親会社の所有者	639,959	141,013
非支配持分	-	2,748
当期利益	639,959	138,264
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益又は基本的 1株当たり当期損失()(円)	54.40	11.31
希薄化後1株当たり当期利益(円)	-	11.19

(3) 連結包括利益計算書

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
当期利益又は当期損失()	639,959	138,264
その他の包括利益		
純損益に振替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 する金融資産	18,397	62,360
小計	18,397	62,360
純損益にその後に振替えられる可能性のある 項目		
在外営業活動体の換算差額	140,182	57,997
小計	140,182	57,997
その他の包括利益合計	121,784	4,363
当期包括利益	761,743	142,628
当期包括利益の帰属：		
親会社の所有者	761,743	145,377
非支配持分	-	2,748
当期包括利益	761,743	142,628

(4) 連結持分変動計算書

(単位:千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本 の構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
2016年1月1日残高	573,088	689,404	175,363	-	23,957	1,461,814	-	1,461,814
当期損失	-	-	639,959	-	-	639,959	-	639,959
その他の包括利益	-	-	-	-	121,784	121,784	-	121,784
当期包括利益	-	-	639,959	-	121,784	761,743	-	761,743
新株の発行	298,932	287,777	-	-	-	586,710	-	586,710
新株の発行(新株 予約 権の行使)	373,344	364,673	-	-	-	738,018	-	738,018
新株予約権の発行	-	6,110	-	-	-	6,110	-	6,110
自己株式の取得	-	-	-	140,061	-	140,061	-	140,061
連結範囲の変動	-	-	396	-	-	396	-	396
所有者との取引額合 計	672,277	658,562	396	140,061	-	1,190,381	-	1,190,381
2016年12月31日残高	1,245,366	1,347,966	464,992	140,061	97,827	1,890,451	-	1,890,451
当期利益	-	-	141,013	-	-	141,013	2,748	138,264
その他の包括利益	-	-	-	-	4,363	4,363	-	4,363
当期包括利益	-	-	141,013	-	4,363	145,377	2,748	142,628
新株の発行(新株 予約 権の行使)	197,328	193,089	-	-	-	390,418	-	390,418
新株予約権の発行	-	104	-	-	-	104	-	104
株式に基づく報酬 取引	-	1,489	-	-	-	1,489	-	1,489
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
新株予約権の失効	-	2,659	2,659	-	-	-	-	-
支配の喪失となら ない子会社に対す る非支配持分株主 との取引	-	132,388	-	-	-	132,388	53,192	185,581
所有者との取引額合 計	197,328	324,412	2,659	-	-	524,400	53,192	577,593
2017年12月31日残高	1,442,694	1,672,379	321,320	140,061	93,463	2,560,229	50,444	2,610,673

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益又は税引前損失()		671,617	94,457
減価償却費及び償却費		379,350	360,420
減損損失		593,183	-
金融収益		6,004	217
金融費用		29,780	29,498
株式報酬費用		-	1,489
固定資産除売却損益		2,271	130
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		33,730	45,162
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		14,186	20,526
その他の流動資産の増減(は増加)		20,779	5,971
その他の流動負債の増減(は減少)		859	40,867
その他		686	627
小計		327,273	496,405
利息及び配当金の受取額		105	161
利息の支払額		29,462	28,359
法人所得税の支払額		10,359	1,587
法人所得税の還付額		21,011	3,780
営業活動によるキャッシュ・フロー		308,569	470,401
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		32,174	-
無形資産の取得による支出		329,129	390,734
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		-	-
投資有価証券の取得による支出		-	-
投資有価証券の償還による収入		-	-
敷金保証金による支出		43,418	83
敷金保証金による収入		-	213
その他		1,022	629
投資活動によるキャッシュ・フロー		405,744	389,976
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		1,025,936	264,978
長期借入による収入		550,000	-
長期借入金の返済による支出		191,938	230,785
リース債務の返済による支出		1,256	-
ストックオプションの行使による資本の増加による収入		735,836	389,789
連結範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入		-	6,210
新株発行による収入		496,079	180,000
自己株式の取得による支出		140,061	-
新株予約権の発行による収入		6,110	104
その他		354	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		429,188	80,340
現金及び現金同等物に係る換算差額		10,245	26,985
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		321,767	133,780
現金及び現金同等物の期首残高		611,611	940,971
新規連結子会社の現金及び現金同等物の期首残高		7,593	0
現金及び現金同等物の期末残高		940,971	1,074,751

(6) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(7) 連結財務諸表注記

報告企業

株式会社ホットリンク及び連結子会社(以下、当社グループ)は、ソーシャルクラウドサービス事業を展開しております。当社グループの親会社である株式会社ホットリンク(以下、当社)は、日本に所在する企業であり、登記されている本社及び主要な事業所の住所は、ホームページ(<http://www.hottolink.co.jp/>)で開示しております。

作成の基礎

() IFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2の「特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しております。

なお、適用した免除規定については、注記「重要な会計方針」に記載しております。

() 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

() 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切り捨てして表示しております。

() 未適用の公表済み基準及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりです。なお、これらの適用による当社グループへの影響は検討中であり、現時点では見積ることができません。

IFRS	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第9号 金融商品	2018年1月1日	2018年1月1日	減損及び一般ヘッジに係るヘッジ会計の改訂
IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2018年1月1日	収益認識に関する会計処理の改訂
IFRS第16号 リース	2019年1月1日	未定	リースの認識に関する会計処理の改訂

重要な会計方針

(1) 連結の基礎

この連結財務諸表は、当社及びその子会社の財務諸表を含んでおります。

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、非取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間(以下、測定期間)に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

(3) 外貨換算

(a) 外貨建取引

外貨建取引は、取引発生日の直物為替レート又はそれに近似するレートを用いて機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しております。

(b) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に損益として認識されます。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体及び除去並びに原状回復費用が含まれております。

当初認識後に生じたコストは、当該コストに関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該コストが信頼性をもって測定できる場合にのみ、資産として認識しています。有形固定資産に対する修繕及び維持のための日常的な保守費用は、発生時に費用計上しています。

有形固定資産項目に重要な構成要素が存在する場合には、それぞれ別個の有形資産項目として計上しています。

有形固定資産の減価償却は、当該資産が使用可能となった時点から開始されます。減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算定しています。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

(a) 建物附属設備 8 - 18年

(b) 工具、器具及び備品 5 - 15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(6) のれん及び無形資産

(a) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

(b) ソフトウェア、その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

(イ) ソフトウェア 3 - 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) リース資産

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

(8) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(9) 金融商品

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(2009年11月公表、2010年10月改訂)を早期適用しております。

(a) 金融資産

(イ) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ロ) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

1) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

2) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の損益として認識しております。

(ハ) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産について、毎期、減損の客観的証拠があるかどうかを検討しております。

金融資産は、客観的な証拠によって損失事象が当該資産の当初認識後に発生したことが示されており、かつ当該損失事象によってその金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に減損していると判定されます。

金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、債務者の重大な財政状態の悪化、利息又は元本支払の債務不履行もしくは延滞、債務者の破産等が含まれます。

当社グループは、償却原価により測定される金融資産の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。個々に重要な金融資産は、個々に減損を評価しております。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。

全体としての減損の評価に際しては、債務不履行の可能性、回復の時期、発生損失額に関する過去の傾向を考慮し、現在の経済及び信用状況によって実際の損失が過去の傾向より過大又は過小となる可能性を経営者が判断し、調整を加えております。

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、その帳簿価額と、当該資産の当初の実効金利で割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定し、減損損失は損益として認識しております。減損を認識した資産に対する利息は、時の経過に伴う割引額の割戻しを通じて引続き認識されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を損益として戻し入れております。

(ニ) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(b) 金融負債

(イ) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ロ) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

1) 損益を通じて公正価値で測定される金融負債

損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の損益として認識しております。

2) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しております。

(ハ) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止いたします。

(c) デリバティブ

契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で再評価しております。

(10) 従業員給付

(a) 短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員から関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定の債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しています。

(b) 退職後給付

当社グループの一部の子会社は、従業員の退職給付制度として確定拠出制度を運営しております。当該費用については、拠出した時点で費用として認識しております。

(11) 資本

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、取引コストは、関連する税効果を控除後に資本剰余金から控除しております。

(12) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値で測定しており、公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック＝ショールズ＝マートンモデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

ストック・オプションの付与日に決定された公正価値は、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(13) 売上高

売上高は、値引、割戻等を控除した後の、受領した又は受領可能な対価の公正価値により測定しております。売上高には消費税や付加価値税等は含めておりません。また、当社グループが代理人として関与した取引は、純額で表示しております。

物品の販売からの収益は、物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転し、物品に対する継続的な関与及び実質的支配を保持せず、将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該便益及びそれに対応する原価を信頼性を持って測定可能である場合に認識しております。

サービスの提供による収益は、サービスが提供された報告期間の期末日現在のその取引の進捗度に応じて認識しております。

(14) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として利息収益、配当収益及び金融資産の売却益から構成されております。利息収益は、実効金利法により発生時に認識しております。配当収益は、当社グループの受領権が確定した時に認識しております。金融資産の売却益は、金融資産の認識を中止した時に認識しております。

金融費用は、主として利息費用、手数料、金融資産の売却損、金融資産の減損損失から構成されております。利息費用は実効金利法により、発生時に認識しております。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(17) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。

重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・ 営業債権その他の受取勘定の回収可能性
- ・ 固定資産の耐用年数及び残存価額の見積り
- ・ 有形固定資産及び無形資産の減損
- ・ 繰延税金資産の回収可能性

セグメント情報

() 報告セグメントの概要

当社グループは、ブログ・Twitter等のソーシャル・ビッグデータ活用を支援するクラウドサービスの提供を行っており、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントはソーシャルクラウドサービス事業単一となっております。

() セグメント収益及び業績

当社グループは、ソーシャルクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

() 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客に対する売上高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
SaaS	802,708	795,343
ソリューション	1,261,962	1,536,598
クロスバウンド	122,770	251,142
合計	2,187,441	2,583,084

() 地域別に関する情報

売上高及び非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

地域別売上高

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
日本	1,097,334	1,229,701
米国	1,090,106	1,353,383
合計	2,187,441	2,583,084

(注) 地域別売上高は、顧客の所在地によっております。

地域別非流動資産

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2016年12月31日)	当連結会計年度 (2017年12月31日)
日本	414,478	443,379
米国	2,583,686	2,509,644
合計	2,998,165	2,953,023

(注) 地域別非流動資産は、資産の所在地によっており、金融商品及び繰延税金資産を含んでおりません。

() 主要な顧客に関する情報

連結純損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は次のとおりであります。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	関連するセグメント名	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
salesforce.com	ソーシャルクラウド サービス事業	230,066	268,428

1 株当たり利益

親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益 又は当期損失()(千円)	639,959	141,013
期中平均普通株式数(株)	11,763,586	12,468,144
普通株式増加数 新株予約権(株)	-	-
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	11,763,586	12,602,736
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益 基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当 りの当期損失()(円)	54.40	11.31
希薄化後1株当たり当期利益(円)	-	11.19

(8) 後発事象

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 至	平成28年1月1日 平成28年12月31日	平成29年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 至	平成29年7月1日 平成29年9月30日	平成29年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年3月30日

株式会社ホットリンク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 眞弘 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホットリンクの2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社ホットリンク及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホットリンクの2016年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ホットリンクが2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2017年3月30日

株式会社ホットリンク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 眞弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホットリンクの2016年1月1日から2016年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホットリンクの2016年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年11月13日

株式会社ホットリンク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホットリンクの2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2017年7月1日から2017年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2017年1月1日から2017年9月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ホットリンク及び連結子会社の2017年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

要約四半期連結財務諸表注記の後発事象に記載されているとおり、会社は2017年10月26日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社トレンドExpressの増資に関し、第三者割当により増資を実施する旨を決議し、2017年11月3日までに払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。